

医 政 発 0331 第 125 号
令 和 7 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

地域医療基盤総合推進調査事業の実施について

標記については、今般別紙のとおり「地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱」を定め、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、貴職からこの旨通知されたい。

地域医療基盤総合推進調査事業実施要綱

1 事業目的

本事業は、「医療法」(昭和23年法律第205号)を踏まえ、医療政策全般にわたり引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とする。

2 実施主体

事業を実施する主体(以下「実施主体」)は次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

一 次のいずれかであって、申請した事業が地域医療基盤総合推進調査事業評価委員会における評価の結果、採択された団体とする。

(1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)

(2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他厚生労働大臣が認めた法人(法人格を有する団体であること)

二 前号の(2)に掲げる法人は、申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていることを証する法人であること。

三 日本に拠点を有していること。

四 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。

五 過去に法令等に違反する等の不正行為(故意又は重大な過失によるものに限る。)を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過している法人であること。

六 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

3 評価委員会の設置

(1) 国庫補助事業としての透明性を確保する観点から、申請された事業の採否のための評価及び各事業の実施状況についての総合的な評価を実施するため、医政局に「地域医療基盤総合推進調査事業評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(2) 評価委員会の運営及び申請された事業の採択に係る評価の実施方針等については、医政局に設置する地域医療基盤総合推進調査事業評価委員会運営要綱によるものとする。

4 対象事業

(1) 本事業の補助対象事業は、別紙に定める指定課題及び事業概要に該当する事業であって、次の各号に該当する研究事業とする。

- ① 競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認めたもののうち、医政局長が予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定したものであること。
 - ② 事業により得られる成果が今後の施策等に反映できるものであること。
 - ③ 原則として単年度で終了する事業であること。ただし、真に止むを得ない明確な理由があり、かつ、2 か年以内に終了することが明らかである場合にはこの限りではない。
- (2) 次に該当する事業は、対象としない。
- ① 事業の主たる目的である業務の大部分を外部委託するものや、第三者への資金交付を目的とした事業
 - ② 前年度に実施した本事業の実施成果が著しく不良であった事業の実施主体が申請する翌年度の事業
 - ③ 事業の大部分が設備又は備品購入等である事業
 - ④ 営利を目的とした事業

5 事業の実施主体の責務

- (1) 実施主体は、事業が採択された際には、採択された事業の概要を作成し、当該実施主体のホームページへ掲載する等の方法により、速やかに公表しなければならない。

また、交付要綱 11 に基づき事業実績報告書を提出した際には、事業結果の概要及び事業の成果物を電子媒体（PDF 形式）により当該実施主体のホームページに掲載し、掲載終了した時点において医政局総務課へ報告しなければならない。なお、ホームページへの掲載は、原則として補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間行うものとする。

- (2) 実施主体は、事業開始後 6 か月を目途に、事業の進捗状況について、書面を用いて医政局総務課に報告しなければならない。ただし、事業実施期間が 6 か月に満たない場合はこの限りでない。
- (3) 実施主体は、本補助事業に係る収入及び支出について、当該実施主体の監事による監査を必ず受け、適正な収支となっていることを証する監査結果の報告書を実績報告書とともに医政局総務課に提出しなければならない。
- (4) 実施主体は、評価委員会が行う書面、ヒアリング又は訪問による調査を積極的に受諾しなければならない。

6 公表

不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人に対し、本事業による補助金の返還を命じる場合は、当該不正行為等の内容その他必要な事項を公表する。ただし、当該不正行為の内容等が、社会的影響が小さくかつ悪質でない場合については、この限りではない。

7 補助金の対象経費

補助の対象となる経費の範囲等については、別に定めるものとする。